

検討会議の意見

条文に対する考え方

条文案（たたき台）

条項	可否	理由	配慮すべき項目	
A 総合計画 の位置づけ	1班	<ul style="list-style-type: none"> 基本構想の「基」となる為、必要である 面倒だが必要 		
	2班	○	<ul style="list-style-type: none"> 市民が自分たちで考える「基」になるから 総合計画がなければ基本的な指針がわからないのでは？ 	
	4班		<ul style="list-style-type: none"> 絶対必要 行政運営のかなめ 	
B 計画の体系化	1班	<ul style="list-style-type: none"> 当たり前なこと （わざわざ）明文化しなくて良い 	<ul style="list-style-type: none"> 個別計画（マスタープラン、みどりの基本計画など）が動きやすくなるように位置づける。 	
	2班	×	<ul style="list-style-type: none"> 総合計画の位置づけをきちんとしておけば必要ない 	<ul style="list-style-type: none"> 計画実現の早期化
	4班	△	<ul style="list-style-type: none"> 体系化が難しいのでは？ 	
E 条例等の体系化	1班	△	<ul style="list-style-type: none"> なくても良い 	<ul style="list-style-type: none"> （ニセコはどんどん変わっている…）条文に起こすことは丁寧だが、柔軟性が無くなる
	2班	×	<ul style="list-style-type: none"> 「条例等の体系化」と「条例の位置付け」を合体してはどうか？ 	<ul style="list-style-type: none"> 内容が「条例の位置付け」の中に含まれている。
	4班	△	<ul style="list-style-type: none"> 体系化が難しいのでは？ 	<ul style="list-style-type: none"> わかりやすくする。できるだけシンプルに 別の項目に含みも持たせて
F 条例の位置づけ	1班		<ul style="list-style-type: none"> 基本的規範？最高規範？最大限尊重？どの表現を条文に盛り込むのか検討すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 言葉（基本的規範、最高規範、最大限尊重）の表現に注意が必要
	2班	○	<ul style="list-style-type: none"> 「条例等の体系化」と「条例の位置付け」を合体してはどうか？ 条例の位置づけ(F)は最大限の尊重が必要 	<ul style="list-style-type: none"> わかりやすくする。できるだけシンプルに 作るだけでなく、きちんと守るように 「最大限」という言葉を使うかどうか？
	4班		<ul style="list-style-type: none"> 絶対必要 最高規範性 or 最大限に尊重のどちらで表現するか。 	
O 国、県、他自治体との連携	1班		<ul style="list-style-type: none"> 佐賀だけでは動けない事も多々ある （災害等）危険管理の面でも 	<ul style="list-style-type: none"> 相互にコミュニティ化
	2班	○	<ul style="list-style-type: none"> 共通の課題などがあるので連携は必要 	
	4班		<ul style="list-style-type: none"> 絶対必要 関係機関との連携無しでは進められない 	
P 国際交流	1班	○	<ul style="list-style-type: none"> 島国日本。明文化しておかないと これからの日本のために必要（資源がない、諸問題の解決等） 上海便もある 「発信」 	<ul style="list-style-type: none"> 表現の仕方 国際交流は必要だが基本条例として謳うか？ 位置づけることで、他の条項との関わりが気になる
	2班			<ul style="list-style-type: none"> 諸課題の解決に配慮する
	4班	△	<ul style="list-style-type: none"> あれば良い 	<ul style="list-style-type: none"> 国際交流の定義の範囲が必要
	その他	1班	<ul style="list-style-type: none"> 総合計画における【個別計画】、基本構想等を誰が、どうやって作っているのか？ 役所だとしても責任の所在が見えなくなる（異動等） 	<ul style="list-style-type: none"> 個別計画等は、もっと地域に近い人、近い所で関わるべき

A

- 「行政運営の要」、「総合計画がなければ基本的な指針がわからない」、「市民が自分たちで考える基になる」などの意見から条文に起こす。
- 「計画の体系化」の内容も入れる。

D

- 「総合計画の位置付け」の条文中に「体系化」の内容を入れることで検討する。
- 検討会議から、「計画を体系化したとしても実際に計画が動いていくのか」、また「体系化は難しいのではないか」との意見があった。

D

- 「条例の位置付け」の条文中に「体系化」の内容を入れることで、「体系化」の条文は起こさない。
- 「わかりやすく、シンプルに」という意見からも項目を作成しない。

A

- 「条例の位置づけ」の条文中に「条例の体系化」についての内容を盛り込む
- 最高規範とするか、最大限に尊重するかは検討が必要である。

A

- 近隣の自治体との連携や協力は必要であるため、条文を起こす。

B

- 国際交流はこれからの日本にとって必要になるので、条文を起こす。
- 条文を起こす場合は、他の条文との関係や表現（交流の視点だけでよいのか）について検討する必要がある。

(総合計画)
第●条 市長等は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための計画（以下「総合計画」という。）をこの条例に則して策定し、総合計画の進行管理を適切に行わなければならない。

2 市長等は、総合計画の策定に当たっては、その企画立案の段階から市民等の参加による取組みに努めなければならない。

3 市長等は、各行政分野における基本的な計画を策定するに当たっては、総合計画との整合性に配慮し、計画相互間の体系的な整備に努めるものとする。

(条例の位置付け)
第●条 市は、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

(国、県、他自治体との関係)
第●条 市は、国及び県と対等な立場で適切な役割分担を行い、共通する課題を解決するため、相互に協力するよう努めるものとする。

2 市は、他の地方公共団体との共通課題又は広域課題に対応するため、近隣の地方公共団体等と連携し、協力するよう努めるものとする。

(国際交流)
第●条 市は、市政及びまちづくりにおいて国際的な視点が重要であることを認識し、他国の都市等との交流及び連携を推進するものとする。

① 政策形成

■ 検討会議結果と条文案（「行政運営、政策形成、連携協力」について）

検討会議の意見

条項	可否	理由	配慮すべき項目
C 財政制度の整備	3班	<ul style="list-style-type: none"> 市の財源、運営内容を理解しないと参加できない 健全な行政運営に努める 財政を理解できていないと市民として意見が言えない 基本条例の根本 「財政制度の整備」、「政策評価」、「行政組織の編成」は「総合計画の位置付け」、「計画の体系化」と連動しているから当然と理解 	<ul style="list-style-type: none"> 適正に管理すると共に効果的に活用 財政を公表する
	5班 ○		
	6班		
D 政策評価（行政評価）	3班	<ul style="list-style-type: none"> 佐賀市の施策はきちんとできているから、きちんと評価すべき 目標に対し成果を明らかにする為、評価は必要 基本条例の根本 「財政制度の整備」、「政策評価」、「行政組織の編成」は「総合計画の位置付け」、「計画の体系化」と連動しているから当然と理解 	<ul style="list-style-type: none"> 計画づくり、実施（協働）評価の3段階で積極的な市民参加を求める 一方的な意見に対して制御するのにも市民の責務
	5班 ○		
	6班		
G 行政組織の編成	3班 △	<ul style="list-style-type: none"> 組織編成後、市民にきちんと示すためにも必要だと思う 行政が動きやすいようにするのは当然。条例で謳わなくても良い。 ○と×の意見が出たため結果として△ 基本条例の根本 「財政制度の整備」、「政策評価」、「行政組織の編成」は「総合計画の位置付け」、「計画の体系化」と連動しているから当然と理解 	<ul style="list-style-type: none"> 分かりやすい組織の編成 不断の見直しと結果の公表
	5班 ○		
	6班 ○		
H 職員・人事政策	3班	<ul style="list-style-type: none"> 人材育成、ボランティア活動の推進は必要 人事異動の度に専門職がいなくなるなら必要 適材適所 	<ul style="list-style-type: none"> 市職員は誠実に職務を執行しなければいけない 職員だけでなく職場環境を追記 職員の能力、質の向上、人事評価
	5班 ○		
	6班		
I 行政手続	3班 △	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続を行うことは当然なことだから、条例に書かなくても良い 公正な評価 透明性の向上 必要な事項は条件で定めて適正に行う 各手続により本所を廻って修正されることが無いように各支所のレベルアップを図る 	
	5班 ○		
	6班 ○		
J 公益通報制度	3班 ×	<ul style="list-style-type: none"> こういうことはおこなわないのが当然では 通報者の保護 	<ul style="list-style-type: none"> 通報者が不利益を受けないよう適切な措置を講じる
	5班 △		
	6班 ○		
K 危機管理	3班	<ul style="list-style-type: none"> 市民の安全を確保しなければいけない 正確な情報伝達が必要 今の時代、災害時の対策、準備は必須 各町により、災害時の対策、避難訓練の強化を行う。 チャラット等をやっていくためには必要 今後まちづくりを進めていくには当然必要 	<ul style="list-style-type: none"> 自立性を尊重し、必要に応じて支援する 共働のまちづくり←支援（現在） 熊本市の条例は良い表現
	5班 ○		
	6班 ○		
L まちづくり活動の支援	3班	<ul style="list-style-type: none"> 自治法で決まっている為、条例には書かなくて良い 「街づくり活動の支援」に内容を入れる 財務のカテゴリーに含める 	<ul style="list-style-type: none"> 自立性を尊重し、必要に応じて支援する 共働のまちづくり←支援（現在） 熊本市の条例は良い表現
	5班 ○		
	6班 △		
M 出資団体の適正管理	3班 ×	<ul style="list-style-type: none"> 法律、規制に則っていないから、いらない 明確なものはないが、いらないと思う 「こどものまなざし条例」など条例を作ることには賛成だが、基本条例には入れなくても良いのでは 	<ul style="list-style-type: none"> 前文、目的を汲む
	5班 △		
	6班 ×		
N 政策法務	3班 ×	<ul style="list-style-type: none"> 「こどものまなざし条例」など条例を作ることには賛成だが、基本条例には入れなくても良いのでは 	<ul style="list-style-type: none"> 前文、目的を汲む
	5班 △		
	6班 ×		
その他	3班 ×	<ul style="list-style-type: none"> 今は思いつかないが、佐賀らしいユニークなものを組み入れたい 国際交流、他自治体との交流（災害時連携必要） 	<ul style="list-style-type: none"> 今は思いつかないが、佐賀らしいユニークなものを組み入れたい 国際交流、他自治体との交流（災害時連携必要）
	5班 △		
	6班 ×		

凡例 A：絶対必要 B：必要 C：あれば良い D：不要

条文に対する考え方

A	<ul style="list-style-type: none"> 市政運営（「財政運営」、「財政基盤の評価」）についても検討が必要である。
B	<ul style="list-style-type: none"> 「計画」、「実施」、「評価」の3段階をしっかりと行い、積極的な市民参加を求めるように努める内容が必要である。
B	<ul style="list-style-type: none"> 「基本条例の根本である」、「分かりやすい編成にすべき」等、検討会議の意見から必要である。
A	<ul style="list-style-type: none"> これまでの検討会議から「人材育成」について意見もあったため、この項目を起こす必要がある 他の条項（市長の役割及び責務）との関係についても検討すべきである。
B	<ul style="list-style-type: none"> 「行政運営の公正」、「透明性の確保」、「市民の権利の利益の保護」等、重要であるため、条文として起こす。
C	<ul style="list-style-type: none"> 通報者が不利益を受けないような措置は重要であるが条文を起こすべきか検討する必要がある。
A	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の対策等は必須であり、市民の安全を確保しなければならないため、必要である。
A	<ul style="list-style-type: none"> 「まちづくり」を今後行う上でも必要である。 検討会議から熊本市の条文が参考になるとの意見があった。 「出資団体の適正管理」の条文内容を入れる。
D	<ul style="list-style-type: none"> 「まちづくり活動の支援」または「財政制度の整備」の条文に入れて、位置付けを行う。
D	<ul style="list-style-type: none"> 検討会議の意見から、現段階では条文の作成は見送る。

条文案（たたき台）

(財政運営)	<p>第●条 市長等は、効率的かつ効果的な市政を行うため、行財政改革に取り組みなければならない。</p> <p>2 市長等は、財政状況について市民にわかりやすく公表するものとする。</p>
(行政評価)	<p>第●条 市長等は、総合計画の推進に当たり行政評価を実施し、予算編成及び事業の改善等に反映することにより、効果的かつ効率的な市政の推進を図らなければならない。</p> <p>2 市長等は、行政評価の実施に当たっては市民の参加に努めるとともに、その結果を市民にわかりやすく公表し、意見を求めるものとする。</p>
(組織)	<p>第●条 市長等は、市政の課題に的確に対応するため、機能的かつ市民に分かりやすい組織体制を整備するものとする。</p>
(人事体制)	<p>第●条 市長等は、適切な人事評価及び人事配置を行うものとする。</p> <p>2 市長等は、市政の課題に的確に応えることができる能力及び資質を持った職員の育成を図るよう努めるものとする。</p>
(行政手続)	<p>第●条 市長等は、適切に行政手続を行い、市政における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護に努めるものとする。</p>
(公益通報制度)	<p>第●条 市長等は、市政の適法かつ公正な運営を確保するために、違法な行為等について職員から行われる通報（以下「公益通報」という。）を受ける体制を整備するとともに、通報者が公益通報により不利益を受けないよう適切な措置を講じなければならない。</p>
(危機管理)	<p>第●条 市長等は、市民、関係機関等との連携、協力により災害等から市民の生命、身体及び暮らしの安全を確保するよう、危機管理体制の確立に努めなければならない。</p> <p>2 市民は、災害等の緊急時に備え、自らの安全確保を図るとともに、近隣同士で助け合うしくみの充実に努めるものとする。</p>
(市民活動の推進)	<p>第●条 市民は、公共の利益や社会貢献を目的として自主的に活動する市民活動に対する理解を深め、積極的に参加するとともに、これを守り育てるよう努めるものとする。</p> <p>2 市長等は、市民活動の自立を尊重し、その活動が推進されるよう必要に応じて支援に努めなければならない。</p>

② 行政運営